

兵庫労働局発表

平成 23 年 8 月 5 日

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課
	課長 松本 守生
	主任賃金指導官 清水 教正
	電話 078 - 367 - 9154

兵庫県最低賃金の時間額 5 円引上げを答申

時間額 7 3 9 円に

平成 23 年 8 月 5 日、兵庫地方最低賃金審議会(会長 鳥邊 晋司(兵庫県立大学大学院教授)、以下「審議会」という。)は、「兵庫県最低賃金の改正決定について」、慎重に調査審議を重ねた結果、県内のすべての事業所で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引上げる旨、兵庫労働局長(白川^{しらかわ} 欽也^{きんや})に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額 739 円
引 上 げ 額	5 円
効力発生の日	法定どおり (最短発効予定日 平成 23 年 10 月 1 日)

1 審議会の答申

(1) 兵庫労働局長は、平成 23 年 7 月 1 日に、平成 23 年度兵庫県最低賃金の改正諮問を審議会に行い、審議会は、専門部会を設置し、5 回にわたり専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、8 月 5 日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額 739 円(引上げ額 5 円)に改正することを答申した。審議会及び専門部会では、兵庫県内約 2,000 事業所への最低賃金に関する実態調査、関係者からの意見聴取、春季賃上げ妥結結果及び各種労働統計資料等をもとに審議を行った。

- (2) 兵庫県においては、平成 21 年 10 月 8 日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額 721 円）を平成 21 年度の生活保護費と比較したところ 16 円下回り、かつ、平成 22 年度の兵庫県最低賃金の改正（時間額 734 円）を考慮しても 3 円下回っていたことから、これを今年度で解消することとし、さらに 2 円上積みした。（別添答申文参照）

2 兵庫県最低賃金の決定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成 23 年 8 月 22 日まで受け付ける。異議の申し出があれば、その意見について審議会において審議が行われる。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金額の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、最短で平成 23 年 10 月 1 日から発効する予定である。

平成23年8月5日

兵庫労働局長
白川欽也 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 鳥邊晋司

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成23年7月1日付け兵労発基第522号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより平成21年10月8日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額721円）と、平成21年度の生活保護水準とを比較したところ16円下回り、かつ、平成22年度の兵庫県最低賃金の改正（時間額734円）による引上額13円を加えても3円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定する。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間739円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

兵庫県最低賃金と生活保護費との比較について

1 兵庫県最低賃金（発効日）

- (1) 平成 21 年度 時間額 7 2 1 円（発効日 平成 21 年 10 月 8 日）
- (2) 平成 22 年度 時間額 7 3 4 円（発効日 平成 22 年 10 月 17 日）

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

12～19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度

平成 21 年度

(3) 生活保護水準（平成 21 年度）

生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（109,770 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（1）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註 1）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回り、その乖離額は時間額（註 2）に換算すると 16 円であった。これに平成 22 年 10 月 17 日改正発効による引上額 13 円を減ずると残る乖離額は 3 円となる。

このため、最低賃金法第 9 条第 3 項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るため、今年度解消することを目指して 5 円の引上げとすることが適当である。

（註 1）最低賃金 1 箇月換算額

$$721 \text{ 円（兵庫県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.857 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 107,390 \text{ 円}$$

平成 23 年 7 月 27 日付け中央最低賃金審議会の「平成 23 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」別添グラフに示された比率。

（註 2）時間額換算差額算出法

$$\text{（上記 2 の（3）に掲げる金額 - 上記 1 の（1）に掲げる金額の 1 箇月換算額）} \div 173.8 \div 0.857$$

1 円未満は切り上げ。